

緊急通報サービスにつきまして

「急に具合が悪くなったとき、助けを呼べるだろうか？」

「救急車で運ばれたとき、すぐに家族へ連絡して欲しい」

「体の不調を相談できる人がいると助かるのに」

「離れて暮らす父、母に何かあったら心配」

このような不安を抱える高齢者やご家族の方にお応えするのが、“緊急通報サービス”です

サービス内容

①緊急通報対応・健康相談対応

ご利用者からの通報を看護師や福祉の専門職が24時間365日常駐しているコールセンターでお受けし、状況に応じてご家族や協力員様に連絡。必要に応じて救急車の出動を要請致します。また、普段の悩み相談や健康上の相談などもお受けします。

②安否通報対応

既定の時間にご利用者の動きが少ない場合、自動でコールセンターへ信号を送り、コールセンターからご利用者の安否を確認、状況に応じてご家族や協力員様等に連絡、救急車の出動を要請します。

③火災通報対応

火災センサーが異常を検知した場合、自動で装置本体がコールセンターへ信号を送り、コールセンターにてご利用者の安否確認及び状況に応じて消防車の出動を要請します。

④お元気コール

コールセンターから月1回、ご利用者宅へお電話し健康状態等を確認致します。

設置機器



緊急通報装置本体

電話機の横等に設置し、助けを呼んでほしい時、救急車が必要な時、健康相談したい時に使用。受話器を持たずにそのままコールセンターのスタッフとお話ができます。

(※固定電話回線が必要となります)



ペンダント型送信機

ボタンを押すと自動でコールセンターへ通報する装置です。家の中どこでも持ち運びが可能で、お風呂場でも使用する事ができます。



*カメラではありません。

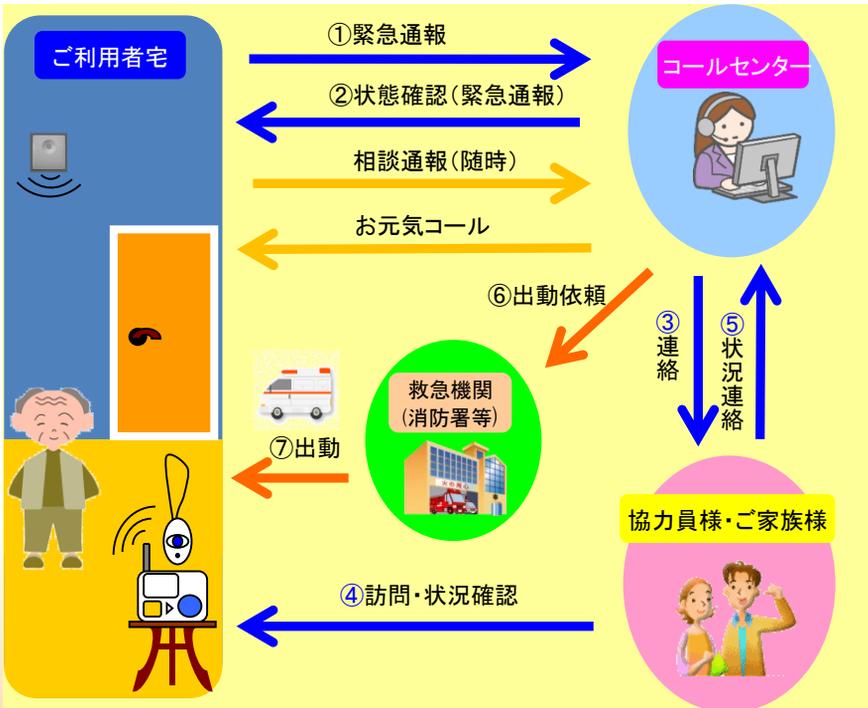
人感センサー

居間や寝室、玄関等の天井に設置し、既定の時間に動きの感知がない場合、自動通報します。



火災センサー

煙感知式火災警報器が異常を感知すると自動でコールセンターへ通報します。



【緊急時の対応方法】

- ①センターで緊急通報を受信。
- ②ご利用者の状態確認。
- ③安否の確認が出来ない場合、協力員様やご家族様へ訪問確認を依頼。
- ④協力員様やご家族様が訪問。
- ⑤協力員様やご家族様からの状況連絡。
- ⑥緊急の場合、必要に応じ救急機関へ出動依頼。
- ⑦救急機関が出動します。

※③④⑤は、ご利用者本人に連絡が取れない場合に行います。

※詳しい流れにつきましては糸魚川市市民部福祉事務所福祉サービス係までご連絡ください。

～お問い合わせ～

糸魚川市市民部福祉事務所 福祉サービス係

〒941-8501 糸魚川市一の宮1-2-5糸魚川市役所1階

電話番号 025-552-1511、ファックス番号 025-552-8250